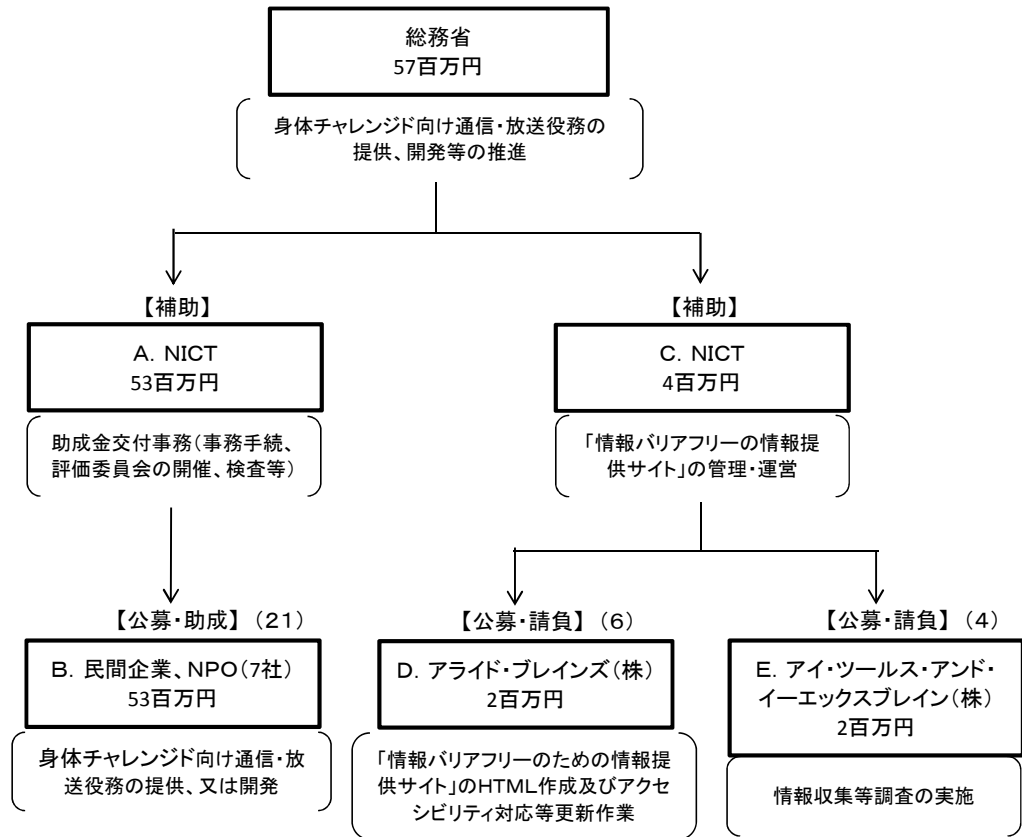


行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進	事業開始年度	平成13年度	作成責任者		
担当部署	情報流通行政局	担当課室	情報通信利用促進課	課長 平林 正吉		
会計区分	一般会計	上位政策	情報通信技術高度利活用推進費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)第2条第4項第1号、第4条第1号及び第2号、第5条第1項	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国におけるICT利用が急速に進展する中で、身体的な条件により、ICTの利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、情報バリアフリー環境を整備する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、通信・放送身体障害者利用円滑化事業(※)に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を行うほか、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連する情報提供業務を実施。 (※) 身体上の条件のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもの。					
実施状況	助成については、「身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金」の公募を行い、21件の応募案件につきNICTに設置された6人の外部有識者によって構成される評価委員会における審議を経て助成事業を採択し、7件に対し計53百万円の助成を実施した。 情報提供業務については、「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果については「情報バリアフリーのための情報提供サイト」(毎月1回程度)に掲載し情報提供したほか、外部からの照会及び相談に応じた。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	86	81	80	80	
	執行額	73	71	57		
	執行率	84%	87%	71%		
	総事業費(執行ベース)	144	138	111		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	NICTを通じて、各助成事業実施者に対し中間検査及び確定検査等を行い、助成事業の遂行状況及び適切性の確認を行っている。また、助成事業終了後には、NICTに設置された評価委員会において、各助成案件の事後評価を実施している。 加えて、助成終了後5年間に於いて、助成を受けた事業者に対し、毎年、追跡調査を行い、当該事業者による役務の提供状況の把握に努めている。				
	見直しの余地	より多数の提案が申請され、また、助成事業の成果がより広く活用されるよう、一層の施策の広報や成果の周知等を行う。				
予算チームの監視・所見効率化						
補記	NICTに設置された評価委員会における審議等により、身体チャレンジドのニーズやICTに関する最新の技術動向等を十分に考慮した上で、身体チャレンジドの利便の増進に資する事業を採択している。また、助成3年目以降の事業者に対し、助成開始から5年を目途に事業が自立するよう、指導を強化している。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金額
 が支出されている
 者について記載す
 る。使途と費目の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A. NICT			E. アイ・ツールズ・アンド・イーエクスブレイン(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金	53	人件費	調査員	2
委員謝金	評価委員会委員謝金	0.4	その他	取材謝礼	0.1
職員旅費	実地検査旅費	0.1			
計		53	計		2
B. (株)アニモ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	社員	5			
機器等開発費	教材制作及び周波数調整器開発	4			
機械装置等購入費	ソフトウェア購入費	0.2			
その他	消耗品費、諸経費	0.5			
計		10	計		0
C. NICT			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部請負費	アライド・ブレインズ(株) 「情報バリアフリーのための情報提供サイト」のHTML 作成及びアクセシビリティ対応等更新作業	2			
外部請負費	アイ・ツールズ・アンド・イーエクスブレイン(株) 情報収集等調査の実施	2			
職員旅費	説明会旅費	0.002			
印刷費	助成金パンフレット印刷費	0.1			
計		4	計		0
D. アライド・ブレインズ(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	コンサルタント、プログラマー	2			
計		2	計		0

(別紙)

Bブロック

支出先	助成対象事業	支出額(百万円)	助成年度(年度)(事業者ベース※)
株式会社アニモ	在宅向けSaaSによる失語症訓練支援サービスの開発および提供	10	21
ワークネット株式会社	インターネットの利用によるデータ入力、はがき印刷、スキャニング作業の提供	10	18~21
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	地域単位のブロードバンドネットワーク網を生かした聴覚障がい者向けIPテレビ電話総合情報サービス	9	21
株式会社キュー・テック	インターネットを利用したDVD等の聴覚障害者用字幕の提供	7	20, 21
株式会社キャリア・ママ	在宅就労管理システム/納品管理システム/コミュニケーションツール開発及び企業啓蒙活動の実施	7	20, 21
アライド・ブレインズ株式会社	ウェブサイトの障害者対応状況解析プログラムの開発及び公共サイトのバリアフリー化推進	5	15, 17~21
特定非営利活動法人シーエス障害者放送統一機構	聴覚障害者向けリアルタイム字幕配信役務の提供	5	14~21

※同一事業者に対し、複数年度助成しているものについては、同一事業の場合もあれば、事業内容が拡大していたり、事業内容が前年度と異なるものとなっている場合など、様々なケースがある。

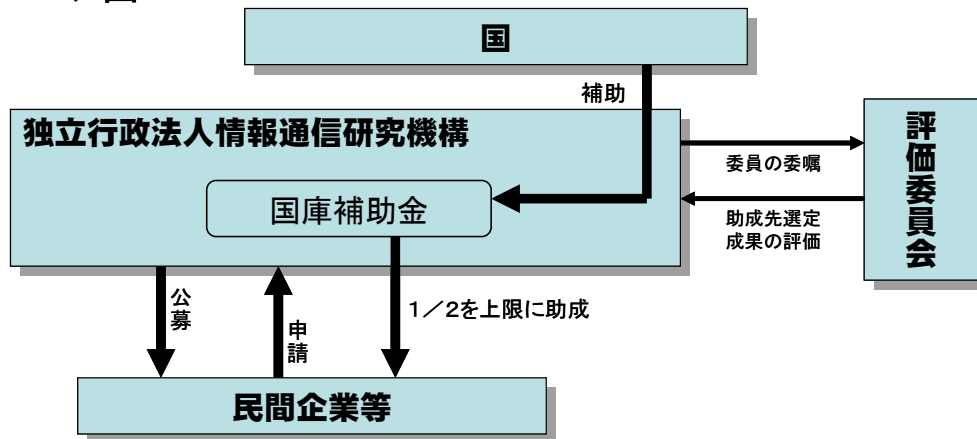
身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進

1 事業概要

「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構が、通信・放送身体障害者利用円滑化事業（※）に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を行うほか、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連する情報提供業務を実施。

（※） 身体上の条件のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもの。

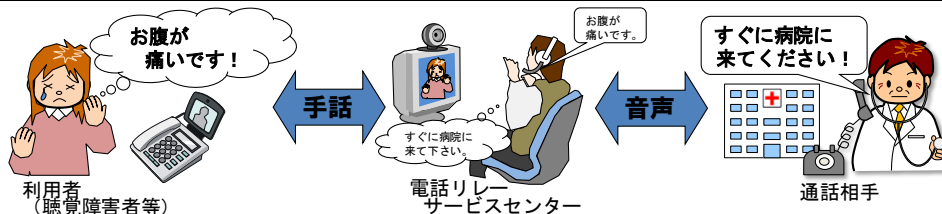
2 イメージ図



3 これまでの主な助成事例

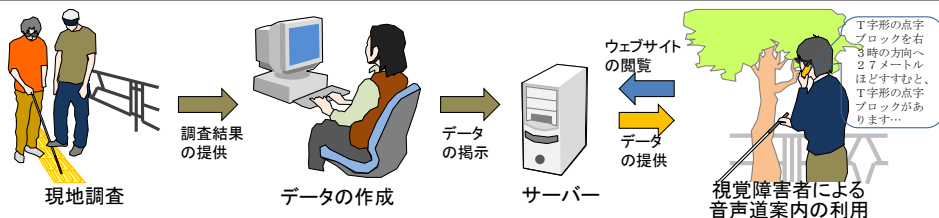
○ 電話リレーサービス

聴覚障害者が電話を利用する際に、オペレータが介在して手話等を用いて双方向の会話を中継する。



○ インターネットを利用した音声道案内

視覚障害者が、読み上げ機能を有する携帯電話を使って、音声による道案内を利用できるように、ウェブサイト上で経路説明のデータを提供する。



参照条文

○ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）

（定義）

第二条（略）

- 4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいう。
- 一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務
 - 二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務
 - 三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進）

第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（資金の確保等）

第五条 政府は、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

- 2 総務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮を行うものとする。

行政事業レビュー 論点等

予 算 事 業 名	身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進
21 年度補正後予算額	80 百万円
論 点 等	
<p>○ 独立行政法人の助成事業の妥当性</p> <p>身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人を経由して事業者へ助成が行われているが、独立行政法人の在り方が議論されている状況も踏まえ、国が直接行うべきではないか。</p> <p>○ 対策の方向性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者支援に係る政府全体のどのような取組の中で、本施策の目的を整理しているのか。 ・ 情報通信所管庁としてメディア全体における身体障害者対策にどのような展望を持っているのか。その中で本施策をどう位置づけているのか。 <p>○ 目標の設定の必要性</p> <p>情報のバリアフリー環境の整備という政策目的のもと、具体的な目標を設定するべきではないのか。</p> <p>○ 事業の活用事例</p> <p>本事業は、身体チャレンジドが通信・放送役務を円滑に利用できるようにするために十分に活かされているのか。また、事業化された優良な事例等はあるのか。</p>	